

様式第一（第五十二条関係）（平19経産令02・全改）

表

12センチメートル	
競輪監督官証明書 番 号 年 月 日交付 経済産業省印	氏名 所属部署 生年月日 年 月 日 (写 真)
6センチメートル	

ポートレート

裏

自転車競技法抜粋

（報告及び検査）

第53条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。